

小児慢性特定疾病医療受給者証の指定医療機関名欄について

令和4年4月から受給者証の指定医療機関名の欄には「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されます。

令和4年4月から交付する受給者証には指定小児慢性特定疾病医療機関の個別名称は記載されません。記載の変更に伴い、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証を使用することができます。

令和4年3月以前に交付された受給者証（指定小児慢性特定疾病医療機関の個別名称が記載されているもの）をお持ちの方についても、令和4年4月以降は受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証に記載のない医療機関であっても受給者証を使用することができます。

※受給者証が使用できるのは認定された疾病及びそれに付随して発現する傷病に関連する保険診療のみです。

※指定小児慢性特定疾病医療機関については、その医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市のホームページをご確認ください。

旧表記

指定医療機関名	〇〇病院	所在地	〇〇市〇〇町1-1
	△△病院	所在地	△△市△△町1-1
		所在地	
		所在地	
	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている薬局	所在地	
	指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されている訪問看護ステーション	所在地	



新表記

指定医療機関名	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関	所在地	
		所在地	
		所在地	
		所在地	
		所在地	
		所在地	

医療機関の個別名称は記載されません

令和4年4月から受診医療機関の追加申請は不要です。